



# 右閣議に供する

## 通商産業省設置要綱(案)

### 第一 目的

日本経済は本質的に國際通商を基本とした交易経済でありその自立再建には輸出振興への  
挙國的努力が必要である。

本件は右の趣旨に即して産業経済に関する現行政府機構特に商工本省及び貿易廳を中心と  
した現機構に劃期的刷新を加え、生産即輸出の觀念による通商振興の体制を整備し、併せ  
て強力な行政簡素化を實行しもつて産業経済の行政方向を「他力依存」から「自力再建」へ  
切換えんとするものである。

### 第二 方針

商工行政の本体は、従來石炭、鉄鋼、電力、化学肥料等基礎生産材の増産と生活物資の必  
要量確保を中心として、国内産業の再建に置かれたが、これを輸出品生産と通商行政の強  
化に移行せしめる趣旨をもつて、これらに関する行政部門を中心として部局の再編成を行い  
、従來の通商關係を内閣に收斂し通商と生産のこゝ然一体化を図ると共に、国内資源に

関する産業部門はこれを外局に移し、それぞれの位置において、輸出の振興に専らさせ、その成果を通じて、復興の促進を図り、相互に絡となり、終せしめ日本経済の再建を期するものとする。なお、右の編成替に際しては、極力行政の簡素化を図り、秘局の整理を断行するものとする。

### 第三 機構

#### 一、名称

商工本省及び貿易局を中心として、あらたに組織された新機構を「通商産業省」と称する。

#### 二、任務

通商産業省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に執行する責任を負う政府機関とする。

- 一 通商の振興及び調整並びに通商に関連する外國爲替の管理
- 二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通、消費の増進、改善及び調整並びに検査
- 三 度量衡及び計量に関する事務

- 四 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整
- 五 工業所有権に関する事務
- 六 中小企業の振興及び指導
- 七 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
- 八 工業標準及び工業品規格の制定及び普及
- 九 商鉱工業に関する調査、統計その他商鉱工業に関する事務
- 十 國營通商事業
- 十一 アルコール専賣事業
- 三、大臣、次官及び次官補

通商産業省の長は、通商産業大臣とする

通商産業大臣の下に、次官一人を置き、外、次官の下に、**通商産業次官**一人を置き、次官を補佐

せしめる。

#### 四 各部門ごとの所掌事務

(一) 本省

本省に、大臣官房及び左の八局を置く。

通商局

通商振興局

企業局

通商政務局

通商検査局

通商海防局

通商化学局

通商鉄鋼局

大臣官房に調査統計部、通商振興局に総理部、企業局に特別官制部及び整備実施部、通商検査局に電気通信機械部及び車両部、通商化学局に化学材料部を置く。  
特別の職として大臣官房に官房長一人を、通商局及び通商検査局にそれぞれ次長一人を置く。

○官房及び各局においては、左の専務をつかさどる。

(1) 大臣官房

総務、人事、文書、会計、渉外、厚生、法令、調査、統計、こゝろ、所管行政の総合調整その他。他局又は、他の機関の所掌に属しない事項。

調査統計部：調査及び統計に関する事項。

(2) 通商局

通商に関する協定その他の取極、海外市場調査、通商計画及び通商政策の立案並びにその実施の総合、輸出品用原材料その他所管物資の需給調整、輸出許可の統括、輸入許可並びに輸入業務に関する事項。

(3) 通商振興局

新市場の開拓、輸出品の検査、輸出品の展示及び紹介、輸出市場開拓市場開拓、通商物資等の運送保管、特殊貿易その他通商振興施設全般、貿易公團の監督並びに資源開発及び他省の所掌に係る物資の輸出入並びに輸出業務に関する事項。

通商検査局：貿易特別会計法の運用及び通商に關連する外國為替に關する事項をつ



化学肥料、化学肥料の輸出及び生産の並びに化学肥料所管事業の改善、発達及び  
促進に関する事項。

(5) 通商手続  
輸送、貯蔵、鉄鋼製品その他の鉄鋼製品の輸出、生産、回収、流通及び消費並びに  
通商手続所管事業の改善、発達及び調整に関する事項。

附属機関

- (1) 検査機関（従来通り）
- (2) その他の附属機関（新設）

（二） 外 国

(3) 通商手続に外局として資源局、工業技術局、特許局及び中小企業局を置く。

資源局は資源局の管理に属し、石炭その他の燃料、電力等の資源の開発及び  
流通、貯蔵の並びに輸送の改善並びに所管事業の合理化に関する事務を行うこと  
を掌る。

資源局には長として、資源局長官を置く。

長官の下に次長を置き、長官を補佐せしめる。

資源局に長官官房、石炭管運局、石炭生産局、鉦山局、鉦山保安局及び電力局を置く。

石炭生産局に開発部、電力局に電源開発部を置く。

○長官官房及び各局においては、左の事務を掌る。

(1) 長官官房

機密、人事、文書、会計、渉外、考査、その他他局又は他の機関の所掌に属しない事  
項。

(2) 石炭管運局

石炭及び亜炭の流通及び消費、石炭及び亜炭の乾留、品及び加工品の生産、流通及び  
消費、石炭貯蔵の管理及びこれに伴う積欠の補償並びに所管事業の改善、発達及び調整  
に関する事項。

(3) 石炭生産局

石炭の生産の増進、改善及び調整並びに石炭貯蔵の機械化に関する事項。

開発部、新設部及び新設の増設並びに炭田開発の調査に関する事項。

(4) 鉱山局

鉱山又は採掘業の出産及び登録その他鉱山行政一般、鉱物、重要土石、非金屬、鉱物製品、非鉄金屬、非鉄金屬製品及び石油製品の生産、流通及び消費並びに鉱山局所管事業の改善増進及び調査に関する事項。

(5) 鉱山保安局

鉱山における人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、鉱山の施設の保全、鉱害の防止その他鉱山保安並びにこれに関する教育及び指導に関する事項。

(6) 電方局

電気の供給調査、電気事業及び電気施設の監督、電気利用の合理化、発電、送電、配電及び直電の消費の増進、改善及び調整その他電気一般並びに電力局所管事業の改善、発電及び調整に関する事項。

電線調査部、発電水力の調査及び調整並びに電気施設の建設の推進に関する事項。

(7) 電線調査部

(四) 工業技術廳

工業技術廳設置法の定めるところによる。

(附屬機關 略)

(五) 特許廳

従來通り

(附屬機關 略)

(二) 中小企業廳

中小企業廳設置法の定めるところによる。

(三) 地方支分部局

(1) 通商産業局

通商産業省の地方機關として通商産業局(九ヶ所)を置く。

通商産業局は、現在の商工局及び地方貿易事務局の行政事務を統合し通商産業省の所掌事務(石炭の生産及び鉱山の保安を除く。)を分掌する。

(2) 石炭局

臨時石炭鉱業管理法の定めるところによる。

第四 附則

一、通商産業省設置法は昭和二十四年五月 日から施行する。

二、商工省、貿易廳、商工局等の官制及び石炭廳設置法及び施行令その他の勅令又は政令の改廃を行う。

説明

一、通商産業省設置法（案）の國家行政組織法に対する例外事項

（一）次官補を置くこと。（國家行政組織法第十七條の例外）

通商産業省は、通商並びに通商關係産業に関する行政の外、國內資源の開墾利用その他工業技術、特許、中小企業關係事務を所掌し質的、量的共に重要且つ、若くは行政事務を一省において所掌するので、次官の外に、その下に新しく次官補制度を設け、主として通商關係事務について、次官を補佐せしめる必要がある。

（二）外局たる資源廳の内部部局として局を置くこと。

外局たる資源廳の所掌事務の内容は、あたかも一省が所掌するに相当するものであるが、行政簡素化の建前から本省の一外局として置くことにしたので、これを一般の外局と區別し特殊の取扱をする必要がある。

（三）局中部を設けること。

行政簡素化の趣旨に則り、極力局の整理を行ったが、同時に重要な局については、その行政内容の複雑重要性及び涉外關係等を考慮し、局中部制を設け、事務の円滑な運営を期することとした。

理由

産業行政の本体を輸出振興に指向し、自立経済達成の趣旨により、生産即輸出の観念の確立を図るために商工省、貿易廳、石炭廳等の各官制を廃止し、あらたに通商産業省を設置する必要がある。これが本要綱案提出の理由である。





案 歴

別紙  
通商産業省設置要綱

内閣総理大臣

内閣官房長官  
内閣官房次長

五

内閣事務官

第 号 案 起 昭 和 廿 四 年 上 奏 昭 和 年 月 日 公 布 昭 和 年 月 日

林	通商産業省	通商産業省設置要綱	昭 和 廿 四 年 上 奏 昭 和 年 月 日 公 布 昭 和 年 月 日
林	通商産業省	通商産業省設置要綱	昭 和 廿 四 年 上 奏 昭 和 年 月 日 公 布 昭 和 年 月 日
林	通商産業省	通商産業省設置要綱	昭 和 廿 四 年 上 奏 昭 和 年 月 日 公 布 昭 和 年 月 日
林	通商産業省	通商産業省設置要綱	昭 和 廿 四 年 上 奏 昭 和 年 月 日 公 布 昭 和 年 月 日
林	通商産業省	通商産業省設置要綱	昭 和 廿 四 年 上 奏 昭 和 年 月 日 公 布 昭 和 年 月 日

大臣

政務次官

次官  
(未定補)  
(通商産業省次官)

通商化学局  
化学肥料部  
通商鉄鋼局

長官官房  
石炭管埋局  
石炭生産局  
關 務 部  
資源局  
(長官)  
(次長)  
山 田 局  
山 田 局  
電力局

地方機構  
工業技術廳  
特許廳  
中小企業廳  
通商産業局 (九力所)  
石炭管埋局 (四力所)

電 力 局

# 右閣議に供する

## 通商産業省設置要綱(案)

### 第一目的

日本経済は本質的に國際通商を基本とした交易経済であり、その自之再建には輸出振興への舉國的努力が必要である。  
本件は右の趣旨に即して産業経済に関する現行政府機構特に商工本省及貿易廳を中心とし、其の他通商に密切な関係ある関係各省の關係部局を合めた現機構に劃期的刷新を加え、生産即輸出の觀念に依る通商振興の体制を整備し、併せて強力な行政簡素化を實行し、以て産業経済の行政方向を「他力依存」から「自力再建」へと切換へんとするものである。

### 第二方針

商工行政の本体は従来石炭、鉄鋼、電力、化学肥料等基礎生産材の増産と生活物資の必要量確保とを中心として、國內産業の再建に置かれたが、これを輸出生産と通商行政の強化に移行せしめる趣旨を以て、新に通商産業省を設け、貿易廳及外務省の通商關係機構と重要輸出品の生産と所管する商工省自農林省及運輸省の關係局とを統合再編成し、通商と生産の渾然一体化を圖ると共に、國內資源に関する産業部門は之を外局に移し、それぞれ位置に於て、輸出の振興に寄與せしめ、その成果を通じて、復興の促進を図り、相互に補完となり、経緯をならしめ、日本経済の再建と期するものとする。而して、右の編成案に際しては、極力行政の簡素化

第三 機構

この図り、郵局の整理と断行するものとする。

一 各省

商工省、貿易庁、石炭庁を廃止し、此等の行政事務を中心として、之に外務省の通商関係、逓信省の船舶所管の船舶に其の機関及機装品の生産流通関係、全自資材高中、鐵道車輛及全部品の生産流通関係、農林省蠶糸局中蠶糸の生産流通関係の行政事務を統合して新に組織された新機構を「通商産業省」と稱する。

二 任務

通商産業省は、通商及びこれに關係する、外國為替、鐵道、雜貨機械、化學、船舶等の重要輸出品の生産、一般商工業、石炭、鑛山、電力等の資源の開発利用、鑛工業の科學技術に關する試験研究、企業の合理化、工業製品の検査、工業標準及び工業規格、工業所有權、度量衡計画並びに中小企業の指導、育成に關する事務を行ふこととする。

三 大臣、次官及び次官補

通商産業省の長は通商産業大臣とする。  
通商産業大臣の下に、次官一人を置き、外、次官の下に、次官補一人を置き、次官を補佐せしめる。

四 各部署とその所掌事務

一 (本省)

内部部局として、官房、通商局、振興局、通商鐵道局、通商雜貨局、通商機械局、通商化學局、通商鐵鋼局、通商船舶車輛局、通商農水産品局及び調査統計局を置く。

官房に次として官房長、通商局長以下各局長として局長を置く。

通商局、通商鐵道局長には局長の下に次長を置き、局長を補佐せしめる。

官房、通商局以下各局長に於ては、左の事務を掌する。

(1) 官房

機密、人事、文書、會計、渉外、學生、法令、広報、所管行政の綜合調整、他局又は、他の機關に屬しない事項。

(2) 通商局

通商交渉、海外市場調査、通商計画及び通商政策の立案並びにその実施の綜合、通商及通商關係企業に關する物資の供給調整、輸出許可の統括及輸入許可一般、通商手続の監査。

(3) 振興局

輸出品の検査及検査機關の管理、輸出品の展示及び紹介、輸出市場開拓、通商物資等の輸送保護、特殊貿易、其の他通商振興施設、一般貿易公團の監督、企業合理化の研究、調査指導及宣傳、商工協同組合その他事業を關係の總括。

在庫活用並びに産業復興公團の監督に關する事項 賠償実施 特別調達  
振興局に経理部を置き左の事務を掌する。  
通商及通商産業金融所管物資の価格 企業小再建整備その他財務一般 貿易  
長官特別會計法の運用 通商に關する外國爲替

(附屬機械局)

商標登録検査所 機械器具検査所 各遺品検査所 日用品検査所  
輸出貨品検査所 輸出貨品検査所 水産物検査所 生糸検査所

(4) 通商纖維局

化學纖維 麻その他の纖維 棉製品 羊毛製品 絹製品 化學纖維製品 麻製品  
その他の纖維工業品(紙及び紙製品を除く)の通商生産流通及び消費 棉花  
羊毛等纖維原料の流通及び消費 衣料品販賣業者登録 衣料品行發行 其の  
他國民衣料の確保並びに通商纖維局関係事業の改善發達及び調整に關する  
事項

(5) 通商雜貨局

ゴム、ゴム製品、皮革、皮革製品、金屬製日用品、木竹製品、パルプ、紙及び紙製品  
その他日用工業品並びに之等の原料、陶磁器、セメント、ガラス、其の他の産業品の  
通商生産流通及び消費並びに通商雜貨局関係事業の改善發達及び調整  
に關する事項

(6) 通商機械局

精密機械器具、産業機械器具、農業用機械器具、電氣機械器具、原動機、自動  
車及自轉車、産業車輦、その他の機械器具、鑄造品及び鍛造品、輕金屬及同製各品  
輸出品生産、流通及び消費、通商機械局関係事業の改善發達及び調整並びに度  
量衡及び計量に關する事項。

通商機械局に電氣通信機械部を置き、電氣通信機械器具及電氣通信用品に  
關する事務を掌する。

(7) 通商化學局

ソーダ、火藥、その他無機化學工業品、タール、タール系誘導品、その他有機化  
學工業品、酸、鹼、工業品及びその誘導品、油脂製品並びに之等の原料の通商生産  
流通及び消費、工業塩、アルコール、担割、石油、石油の流通及び消費、試験所  
の管理、銃砲火藥、液化ガス及び圧縮ガスの取締(銃砲火藥の所持取締を除く)並  
びに通商化學局関係事業の改善發達及び調整に關する事項。

通商化學局に化學肥料部を置き、左の事務を掌する。  
化學肥料の通商、其の生産の改善、増進並びに其の主要原料の生産流通及び消費に關  
する事項。

(8) 通商鐵鋼局

鉄、鋼材、鉄鋼製品、その他の鉄鋼類及び鉄鋼原料の通商生産流通及び配給並び  
に通商鐵鋼局関係事業の改善發達及び調整に關する事項。

(9) 通商船舶車輛局

鉄道車輛、信號保安装置等陸運機關の通商生産及び流通、船舶、船舶用機関、艦装  
品及び船舶用品の通商、生産及び流通並びに通商船舶車輛の関係事業の改善發  
達及び調整に関する事項。

(10) 通商農水産品局

食糧品その他農水産品の通商暨該品の生産及び流通並びに該品事業の改善發達及  
び調整に関する事項。

(11) 調査統計局

調査・調査資料及び圖書の収集、保管、編纂及び刊行並びに通商産業の全般的  
統計調査及び動態的統計調査に関する事項。

(二) (外局)

通商産業省に外局として資源院、工業技術廳、特許廳及び中小企業廳を置く。

(1) 資源院

資源院は通商産業大臣の管理に属し、石炭(亞炭を含む)以下全じ鉱山、電力等  
の資源の開發及び有効利用、之等企業の合理化並びに企業体制の整備に関する事  
務を行うことと任務とする。

資源院には長として、資源院長官を置く。資源院長官は認証官とする。  
長官の下に次長を置き、長官を補佐せしめる。

資源院に長官官房、石炭管理局、石炭生産局、鑛山局、保安局及び電力  
局を置く。

石炭管理局以下各局に長として局長を置く。

長官官房、石炭管理局以下各局に於ては、左の事務を掌する。

(1) 長官官房

機密、人事、文書、會計、渉外、考査、資源産業資材の統合、その他各局の所  
管に属しない事項。

(2) 石炭管理局

配炭及之に伴う輸送に関する計画の立案及実施、配炭公團の監督、石炭鉱業  
金融の幹渡、その他財務一般、監査、熱管理、生産開發用資材の調査、計画及  
びその実施、並に産出調整、資材の有効利用、勞務物資の確保、石炭鉱業  
の管理一般に関する事項。

(3) 石炭生産局

石炭生産計画の立案及びその実施、石炭鉱業の合理化、品位の向上、石炭鉱業の  
出産及び發見、石炭鉱山の閉坑、伏用施設、燃料費。

石炭生産局に施設部を置き、左の事務を掌する。  
新炭産の調査、開發促進、開發計画の策定及び、審査並に炭産の機械化に関  
する事項。

(4) 鑛山局

鉱業種、砂鉄種の出産及び産額、他鉱山行政一般、鉱物、重要土石、非金  
属、磁物製品、非鉄金属及合金製品、石油製品、生産流通及び消費並びに  
鉱山局関係事業の改善、發達及び調整に関する事項。

(5) 保安局

鉱山労働者の生命保護、保安関係、鉱山衛生を含む建設物、工作物の保安、鉱害  
防止、鉱務監督官、鉱山保安技術員の教育訓練、保安技術の研究、宣傳及び指導  
災害対策並びに保安災害の調査及び統計に関する事項。

(6) 電力局

電氣の供給調整、電氣事業及び自家用電氣施設の監督、電氣利用の合  
理化、發電用炭及び電力用資材資金の確保、電氣の取締検定及び検査、  
その他發電、送電、配電、電氣消費の改善、發達、電氣統計及び調査、電力  
局関係事業の改善、發達及び調整。  
電力局に開發部を置き、左の事務を掌する。  
電源開發計画の立案及びその実施、電源開發用資材資金及び  
労務の確保、發電所、変電所その他電力施設の建設及び保守並びに發電  
用水力調査、利用増進及び監督に関する事項。

(ロ) (工業技術廳)

從來通り、但し内部部局の簡素化を図る  
(附屬機關 略)

(ハ) (特許廳) 從來通り、但し内部部局の簡素化を図る。

(ニ) (中小企業廳) 同 右

(1) 地方通商産業局

通商産業省の地方機関として地方通商産業局を置く。  
地方通商産業局は現在の地方商工局及び地方貿易事務局の行政事務並びに  
運輸省、農林省よりの移管、地方行政事務と綜合し、簡素化する組  
織として、通商産業省の所管に属する地方行政事務を掌する。

(2) 地方石炭局  
從來通り、但し内部部局の簡素化を図る。

第四附則

- 一 通商産業省設置法は昭和二十四年五月一日から施行する。
- 二 商工省、貿易廳、石炭廳、運輸省、農林省、外務省等関係官制の  
改廢を行う。

說明

- 一 通商産業省設置法(案)の國家行政組織法に對する例外事項  
(一) 次官補を置くこと。(國家行政組織法第十七條の例外)

通商産業省は通商並に通商関係産業に関する行政のほか国内資源の開発利用その他工業技術、特許、中小企業関係事務を所掌し、質的・量的共に重要且つ、越大な行政事務を一身において所掌するので、次官の外に、その下に新しい、次官補制度を設け主として通商関係事務について、次官を補佐せしめる必要がある。

(二) 外局として資源院を置くこと。

外局たる資源院の内部部局として局を置くこと。

外局たる資源院はその所掌事務の内容に於て恰も一身において所掌するに相当するものであるが、行政簡素化の進前より本省の一外局として置かれることにしたので、之を一般の外局と特殊の取扱とする必要がある。

(三) 局中部門を設けること。

行政簡素化の趣旨に則り、極力局の整理を行ひたるも、今時に重要なる局に付ては、其の行政内容の複雑重要性及涉外関係等を考慮し、局中部門を設け、事務の円滑なる運営を期することとした。

二、船舶車輛及証券系の生産行政の移管

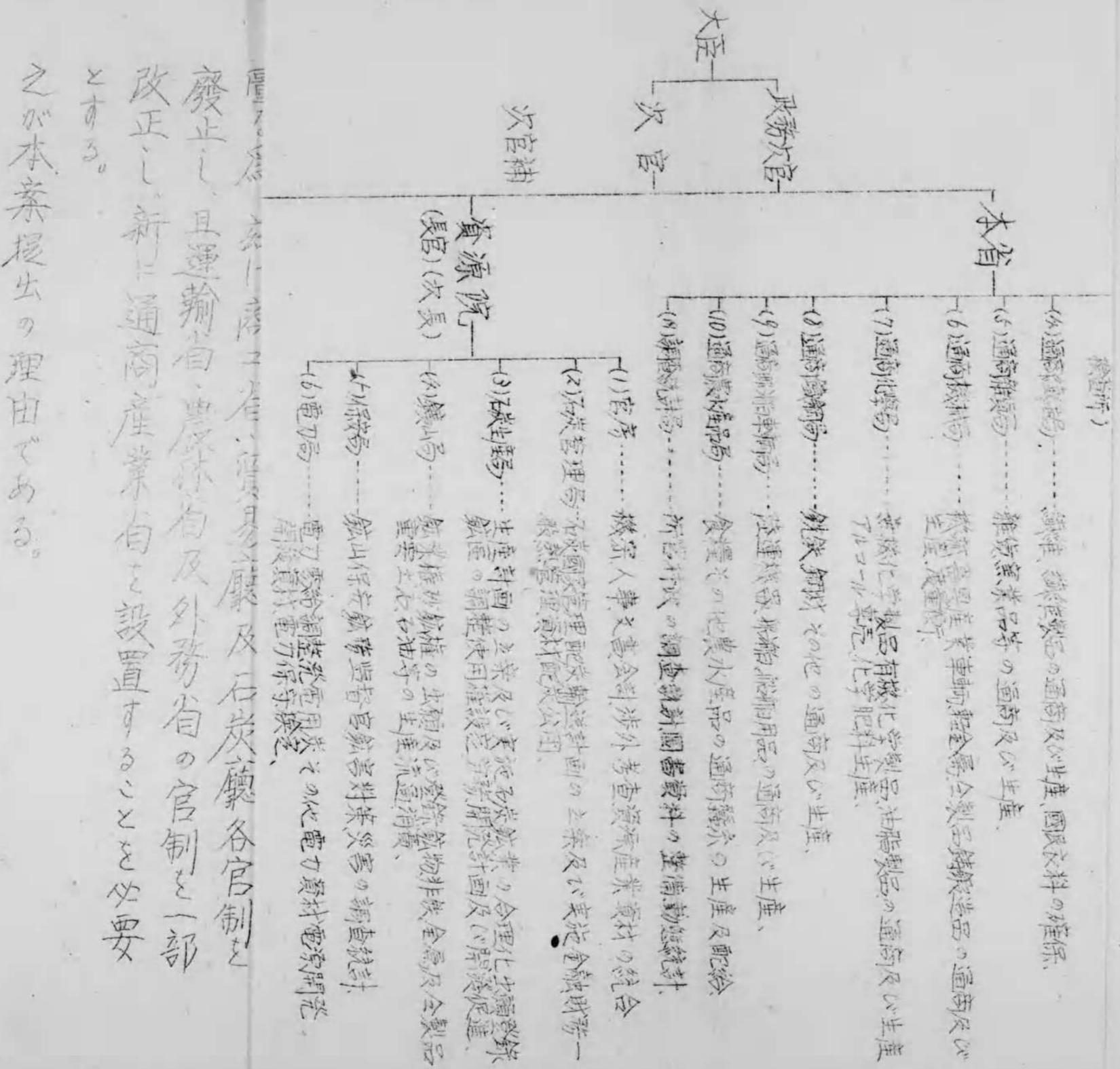
船舶、車輛及証券系は、現在及将来に於て、重要なる輸出品であり、之等産業は輸出品の性格を極めて顯著に有するものであつて、従つて新産業育成は國際的視野に之つて、通商産業省をして、之に當らしむることが、其の合理化及

發展上必要である。

三、輸出品検査行政の一元化

従来、商工、農林等の生産原局で行つて来た、輸出品検査の機能は、其の本末の趣旨を完うする爲、之を通商産業省に統一し、生産官廳が自己検査を爲す矛盾を抹殺することと目的とする。





廢止し、且運輸省、農林省及外務省の官制を一部改正し、新に通商産業省を設置することと必要とする。

之が本案提出の理由である。



案 牒

別紙通商産業省設置要綱

高瀬國務大臣	殖田國務大臣	池田國務大臣	林 國務大臣
小澤國務大臣	大原國務大臣	稻垣國務大臣	森 國務大臣
木村國務大臣	青木國務大臣	益谷國務大臣	鈴木國務大臣
	山口國務大臣	本多國務大臣	樋貝國務大臣

内閣總理大臣

内閣官房長官  
内閣官房次長

内閣事務官

第 号 案 起  
昭和五年二月十六日  
上奏昭和  
昭和 年 月 日  
施行昭和  
公布昭和  
年 月 日

右閣議に供する。

通商産業省設置要綱(案)

二四二九

第一目的

日本経済は本質的に不均衡なる基を以て交易経済であり  
その自立再建は輸出振興を根本的努力の根柢とする。  
本件は右の趣旨に即して産業経済に専する。現行政府機  
構特におもに省及貿易廳を中心として現機構に劃期的  
刷新を加え通商振興を第一義とする。体制を整備し併せ  
て強力な行政簡素化を實行し以て産業経済の行政方向  
を「他力を頼らざる自力復興」へ切替えんとするものである。

第二方針

おと行政の本件は従来石炭鉄鋼電力化學肥料等基  
礎生産材の増産と生活物資の必要量確保を中心として  
国内産業の再建におのほにかゝる。輸出入生産と通商行  
政の強化とに移行せしめ、こゝらに専する。行政部門を中心と

一、各部局の再編成を行、従来の外局を内局に改組し通  
おと生産の一体化を図ると共に、内資源に於ける産業部門  
は、外局に移して、その位置において輸送の振興に  
参与せしめ、通商振興及び外貨導入の成果を通じて復興  
の促進を図り、相互に緯と縦とをめぐり、日本経済の再建  
を期すものとす。而して右の編成替に際しては極力  
行政簡素を図り、部局の整理を断行す。

第三機構

一、名稱

おエチ省及び貿易廳を中心として改組せらるる新機  
構を「通商産業省」と稱す。

二、任務

通商産業省は通商及び小に伴ふ外、為替輸出生  
産一般の工業、石炭、鉱山、電力等の資源の開発利用

鑛工業の科學技術に於ける試験研究企業の合理化  
工業製品の検査、工業標準及び工業規格工業所有權  
度量衡計画及び中小企業の指導育成に於ける事  
務を行、い、その任務とする。

三、大臣、次官及び次官補

通商産業省の長は通商産業大臣とする。

次官として、次官補一人を置き、主として通商係事務  
につき、次官の職務を補佐せしめる。

四、各部局とその所掌事務

一、(七、省)

- 内部部局として官房、通商局、振興局、通商経理局、  
通商鐵道局、通商雜貨局、通商機械局、通商化学局、  
通商鉄鋼局、企業局、及調査統計局をおく。
- 官房に官房長、通商局以下各局に局長をおく。

(1) 官房 機密、人事、文書、会計、渉外、厚生、法令、弘報  
通商産業政策の基幹的事項、物資需給調  
整、所管行政の総合調整、その他他局又は他  
の機関に属する事務

(2) 通商局 通商交渉、通商計画の立案及び其の実施の  
総合海外市場調査

(3) 振興局 輸出品の指導、振興、輸出品の展示、紹介、市  
場開拓、貿易公団及び貿易原材料公団、輸出品  
の検査所の管理、所管物資以外の物資の輸  
入の統制の監査、その他通商振興に

外、不為替管理委員会のカ格的活動開始の  
際は貿易資金特別会計は之に移管し通  
商振興局に廢止す

貿易資金特別会計法の運用、同会  
計貿易資金の運用、通商  
振興局に廢止す

通商振興局  
に  
移  
管  
す

經理指導、其他財務一般、並に通商に伴う  
外、不為替に属する事務

(5) 通商繊維局 棉花、羊毛、生糸、化學纖維、麻、その他  
の纖維、綿製品、羊毛製品、絹製品、化學纖維製  
品、麻製品、その他の纖維工業品の輸出、纖維原料  
の輸入及び生産流通消費、衣料品販賣業者  
登録、衣料切符發行、その他民衣料の確保、織  
造製品検査所の管理、通商繊維局関係事業  
の發達、改善、調整に属する事務

(6) 通商雜貨局 ゴム製品、皮革製品、金屬製日用品、油  
脂製品、木竹製品、紙製品、その他生活用工業品  
の輸出、輸入及び生産流通消費、日用品検査所  
の管理、通商雜貨関係事業の發達、改善、調  
整に属する事務

(1) 官房

機密人事文書会計涉外厚生法令弘報  
通商産業政策の基干的事項物資需給調  
整所管行政の総合調整その他他局又は他  
の機関に属する事務

(2) 通商局

通商交渉通商計画の立案及び其の実施の  
総合海外市場調査

(3) 振興局

輸出品の指導振興輸出品の展示紹介市  
場开拓貿易公団及び貿易原材料公団輸出  
品検査所の管理所管物資以外の物資の輸  
入手続通商手続の監査その他通商振興に  
関する事務

(4) 通商経理局

貿易資金特別会計法の運用同会  
計の予算支出納貿易資金の運用支出納通商  
金融の斡旋その他通商関係企業の資金確保

通商経理局  
通商経理局  
通商経理局

(5) 通商繊維局

経理指導其他財務一般並びに通商に伴う  
外為為替に关する事務

棉花羊毛生糸化学繊維麻その他  
繊維綿製品羊毛製品絹製品化学繊維製  
品麻製品その他の繊維工業品の輸出品  
の輸入及び生産流通消費衣料品販賣業者  
登録衣料切符発行その他民生衣料の確保  
繊維検査所の管理通商繊維局関係事業  
の發達改善調整に关する事務

(6) 通商雜貨局

ゴム製品皮革製品金属製日用品油  
脂製品木竹製品紙製品その他生活用工業品  
の輸出品の輸入及び生産流通消費日用品検査所  
の管理通商雜貨関係事業の發達改善調  
整に关する事務

(7) 通商機械局 精密機械器具 産業機械器具 電気機械器具 電気通信機械器具 電線及び電纜原料 自動車及び自転車 産業車輛 その他 機械器具 鑄造品 鍛造品 非鉄金屬製品 輕金屬及び月製品の輸入及び生産流通 消費 機械器具検査所の管理 通商機械関係の事業の改善 發達及び調整 度量衡 及び計量に  
係する事務

(8) 通商化學局 ソート火薬 その他無機化學工業品 タル系誘導品 その他有機化學工業品 醱酵工業品 及びその誘導品 陶磁器 ガラスセメント その他 業品の輸入 輸入及び生産流通 消費 試薬検査所の管理 工業塩 アルコール 粗製ソーラ 腦化學 肥料生産の増進 改善 調整 銃砲火薬 液化學

ガス圧縮ガス取締 (銃砲火薬類の所持取締を  
除く) 通商化學局関係事業の改善 發達及  
び調整に係する事務

(9) 通商鉄鋼局 鉄鉄鋼材 鉄鋼製品 品その他鉄鋼  
類の輸入 輸入及び生産流通 消費 通商鉄  
鋼局関係事業の改善 發達及び調整に係す  
る事務

(10) 企業局 企業合理化の研究調査 合理化の指導 宣傳  
企業の再建整備 その他企業作製の整備 お工  
業同組合 其他事業者関係の總括 企業金融  
その他財務一般 賠償実施 特別調査 所管物  
資の價格輸送 在庫活用 産業復興 公団の監  
督に係する事務

(11) 調査統計局 所管行政に係する調査及び統計の綜合

調整内外経済事情及び経済政策の調査  
調査資料及び圖書の収集保管編纂及び刊行  
通商産業金般的統計調査及び動態的統計  
調査に充てる事務。

## 二(外局)

外局として資源院工業技術廳特許廳中小企業廳をおく

### (1)資源院

資源院は通商産業大臣の管理に属し石炭亜炭鉱山  
電力の資源の開發及び有効利用並に採掘工業の合理化  
及び企業体制の整備に充てる事務を行ふことと任務  
とする。

資源院の長として資源院長官をおく。資源院長官は  
認定官とする。長官の下に次長をおき長官の職務を  
補佐せしめる。

資源院に長官官房<sup>石</sup>炭管理局石炭生産局、<sup>石</sup>礦山  
局保安局及び電力局をおく

(1)長官官房 機密人事文書会計 渉外 考査その他々  
局の所管に属する事務。

(2)石炭管理局 石炭一家管理 配炭輸送計画の立案及び  
実施 金融の斡旋 損失補償その他財務一般 監  
査 執管理 配炭の因に充てる事務 生産開發  
用資材の調査 資材計画の立案及び実施 資  
材の有効利用 その他生産開發用資材の需  
給調整 労務物資の確保に充てる事務。

(3)石炭生産局 石炭(含亜炭)生産計画の立案及び実  
施 石炭鉱業の合理化 品位の向上 石炭鉱業の  
生産登録 石炭鑛区の調整 使用権設定 労務  
新炭砒の調査 開發促進 開發計画の策定及び

審査に在りし事務

(4) 鉱山局 鉱業権 砂鉄権の承認及び登録その他鉱山行政一般 鉱物重要上石 非金属 鉱物製取 非金属 鉄金属 石油製取の生産流通消費の増進改善 及び調整 (鉄鋼 石炭 金属製取に在りしもの) 除く) 石油配給の因の監督 鉱山局 採掘事業の増進改善及び増進に在りし事務

(5) 保安局 鉱山労働者の生命保護 (保安 採掘 鉱山衛生を含む) 建設物工作物の保安 鉱害防止 鉱務監督官 鉱山保安技術員 保安技術研究教育訓練 宣伝指導 災害対策 保安災害の調査及び統計に在りし事務

(6) 電力局 電気の需給調整 電気事業及び自家用電気施設の監督 電気利用の合理化 発電用炭及電

力用資材資金の確保 電気の取締 検査及び検査 その他発電送電配電 電気消費の改善 発電 電気統計及び調査 電力局所管事業の増進改善及び調整 電源開発計画の立案 及び実施 電源開発資材資金及び労務の確保 発電所<sup>電機所</sup>その他電力施設の建設及び保守 発電用水力調査 利用増進及び監督に在りし事務

(7) 附属機関 (1) 石炭坑爆發豫防試験所 (2) 地質調査所 (3) 電気試験所 (4) 工業試験所 (5) 度量衡検査所

(8) 工業技術院 (従来通り但し内部部局の簡素化を図る)

(9) 特許院 全右

(10) 中小企業院 全右

(11) 地方支部分局 …… (地方通商産業局)

通商産業省の地方機関として地方通商産業局（仮稱）をおく。

地方通商産業局は現在の地方お上局、地方貿易事務所及び地方石炭局を総合し簡素化を図り、通商産業省の所管に属し、地方行政事務をつかさどる。

通商産業省設置法案の家行政組織法に対する例外事項  
一次官補を置くこと。（家行政組織法才七條の例外）

（理由）通商産業省は通商並びに通商関係産業に在り、行政のほかに内資源の開発利用その他工業技術、特許中小企業、関係事務を所管し、恰も二省所管事務に相当す。行政事務と一省において所掌するもの、次官の外にその下に新しく次官補制度を設け、主として通商関係事務につき、次官を補佐せしめる必要がある。

二外局として資源院を置くこと。……（家行政組織法才三條の例外）

院長官として次長を置くこと。……（行政簡素化岩下大臣案の例外）

外局に資源院の内部部局として局を置くこと。……（家行政組織法才七條の例外）

（理由）外局に資源院はその所管事務の内容において恰も一省において所掌するものに相当するものがある。行政簡素化の建前から、右省の外局として置くの便宜あり。従って通常の外局



次官

次官補

(10) 企業局 ----- 企業合理化企業再建整備、金融、財務賠償、特別調達、價格、輸送、産業復興、公団

(11) 調査統計局 ----- 所管行政の調査、統計、圖書資料、整備、動態統計

(1) 官房 ----- 機密人事、文書、会計、厚生、渉外、考査、私報

(2) 石炭管理局 ----- 石炭企業管理、配炭、輸送、金融、その他財務、一般、熱管理、配炭、公団、資材

(3) 石炭生産局 ----- 生産計画、合理化、公願、登炭、炭口、調整、使用権、労務、開發、計費、及、公、開發、促進

(4) 鉱山局 ----- 鉱業権、砂、磁、磁、重要土石、石垣、生産、流通、消費、石油、配、給、公、団

(5) 保安局 ----- 鉱山保安、鉱務、監督官、鉱害、対策、災害、の、調査、統計

(6) 電力局 ----- 電力需給調整、發電、用、炭、その他、電力、資材、電源、開發、由、發、資材、電力、保安、及、檢査

工業技術方 ----- 工業試驗所、工業標準及規格、  
(工業試驗所(その他)註)

特許方 ----- 發明、實用新案、意匠、及、商標

中小企業方 ----- 中小企業の指導育成

地方通商生産局

(註) 工業技術方 皮革試驗所、纖維工業試驗所、電氣研究所、機械試驗所、  
工業試驗所、纖維工業試驗所、纖維工業試驗所、工業標準所、地質調査所、  
燃料研究所、石炭保安技術研究所、酸鹼研究所、工業標準所、地質調査所、  
度量衡検査所、陶磁器試験研究所、

閣議第一四三號

案 起 昭和二十四年四月二十二日 決 昭和二十四年四月二十二日 行 昭和二十四年四月二十二日

了

案

昭和二十四年四月二十二日

内閣官房長官

商工大臣

運輸大臣

行政管理廳長官

法務庁法制長官

宛(右通)

二

二

閣下第一四三號

案起  
昭和二十四年四月二十五日

決定  
昭和二十四年四月二十二日

施行  
昭和二十四年四月二十二日

了

案

昭和二十四年四月二十二日

内閣官房長官

商工大臣  
運輸大臣  
行政管理廳長官  
法務庁法制長官

宛(各通)